

◆ 基本的な考え方

【施策プロセスの見える化】～市の保有する情報は公開を原則とする(情報公開条例前文)～  
趣旨・目的

市政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進することにより、市民本位の開かれた市政を実現するため、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」する。

- 市政の透明性の向上  
施策について、市民と情報を共有することによる説明責任の遂行
- ガバナンスの強化  
市民の意見・要望を反映した、市民ニーズに合致した施策の展開

従来、「説明責任を果たすための公文書作成指針」に基づき作成していた「会議要旨」等を体系的に整理し、積極的に公表していく。

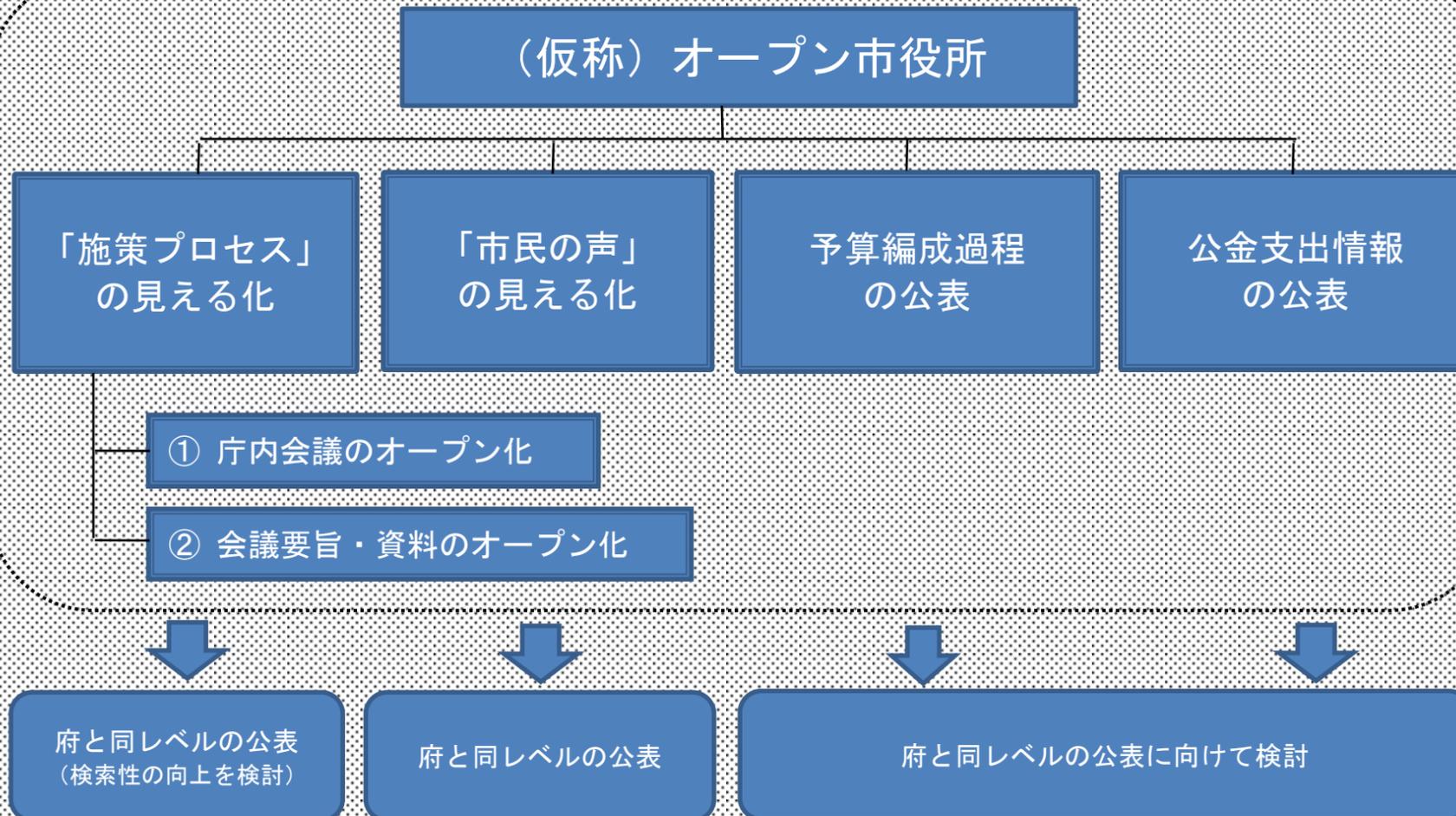
【「見える化」する項目】

- 1 特別職、局部長からの指示事項
- 2 戦略会議、府市統合本部における議題
- 3 各課が運営方針に掲げる項目 など

【「見える化」する内容】

- 1 発端
- 2 所属での検討事項
- 3 施策の実施、結果 など

◆ 全体イメージ図



◆ 今後のスケジュール(予定)

- 24年1月～  
庁内会議のオープン化
- 24年2月～  
全事業の予算一覧を公表
- 24年4月～  
「施策プロセス」の見える化モデル試行
- 24年10月  
「市民の声」の見える化開始  
→全件公表の運用開始
- 25年度予算編成～  
全事業の予算要求調書を公表
- ～25年4月  
全所属で「施策プロセス」の見える化運用開始

## 庁内会議のオープン化

「（仮称）オープン市役所『施策プロセスの見える化』」の一環として、庁内会議については、原則としてオープン化する。

### 【庁内会議とは】

- 規程、要綱等により設置され、市長、副市長及び局室区長のいずれかが含まれる会議
- 市としての意思決定に関する会議や、複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議
- 市民や報道機関の関心が高く、公開の要請が特に高いと思われる会議



報道関係者に対して、原則としてオープン化する。

例

会議の内容に個人情報など情報公開条例第7条各号に定める非公開情報が含まれる場合

外

公開が適当でないと会議の主宰者（市長、副市長、局室区長等）が判断する場合

### 【庁内会議以外の会議】

可能な限り報道関係者への積極的な公開に努める。

※「審議会等の設置及び運営に関する指針」、「団体との協議等のもち方に関する指針」及び「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン」などにに基づき既に公開しているものについては、引き続き公開する。

### 【事後公表】

会議を公開しない場合であっても、「説明責任を果たすための公文書作成指針」に基づき、会議要旨等を作成し、ホームページに掲載するなど、速やかな公表に努める。